

## 新型コロナウイルス感染症の児童福祉施設等調査に関するお願い

貴施設関係者において、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されたことを受け、患者（陽性者）と濃厚接触（\*）の可能性のある方を把握したいので、下記資料等の準備・作成をお願いします。

感染拡大を早期に防止するためには、濃厚接触者等の特定及び行政検査（PCR検査）を効率的に行う必要があることから、調査へのご協力をお願いいたします。

## 【濃厚接触者とは】

患者の感染可能期間に接触した者のうち、次に該当する者

- ・患者と、同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった方
- ・患者と、マスクなし等、必要な感染予防策なしで、会話や発声のやりとり等1m程度以内の距離（目安）で15分以上接触があった方

※「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」 国立感染症研究所感染症疫学センター  
この定義をもとに、保健所が、陽性者の行動や周辺の環境、接触の状況等により総合的に判断します。

## ●準備いただくもの

1	<b>【施設の概要】</b> ：クラス毎の人数（子どもの数）、職員数（職種毎）、陽性者が在籍するクラスのフロー・座席の見取り図（換気：窓・吹き出し箇所等）	<input type="checkbox"/>
2	<b>【施設全体の見取り図】</b> ：更衣室、休憩室等の共用部分を確認できるもの ※ 1、2については、施設概要パンフレット等に記載があれば代用可	<input type="checkbox"/>
3	<b>【子ども及び職員の出欠簿及び健康観察簿】</b> ※ 欠席理由や発熱・咳等の症状の記載をお願いします。 ※ 陽性者の発症前2週間分をご準備ください。 ※ 通常の出欠状況との違い（例えば、「送迎バス利用児」や「延長保育利用児」に欠席や有症状が多い等）があれば、資料をご準備ください。	<input type="checkbox"/>
4	<b>【別紙「行動・接触者等のリスト表」】</b> ※ 「子ども用」と「職員用」があります。 <子ども用、職員用共通> ■新型コロナウイルス陽性者と発症する2日前（または無症状の場合はPCR検査日の2日前）から最終出席日（または最終出勤日）までの間に接触があった方を記載してください。 ■症状の有無については、記載時にわかる範囲で結構です。 <職員用> ■食事や喫煙などマスクを外す機会については、特に注意して情報収集をお願いします。 ■換気が悪く狭い空間、休憩室等共用された空間の換気状況も考慮しますので、リストへ記載してください。 ■休憩時間等担当者が把握していない範囲で接触者がいる場合もありますので、他の職員へもご確認ください。 ■職員の新型コロナウイルスワクチン接種状況については、2回目の接種日も記載してください（備考欄に記載）。	<input type="checkbox"/>

### ●その他必要に応じて準備いただくもの

- ・クラス別の有症状者等発生状況がわかる資料
- ・施設内での行事（イベント）、余暇活動、集会等、密接になりやすい機会があった場合、また、施設以外の子どもや職員との接触があった場合（例えば地域交流や学生実習など）、その時の状況がわかる資料等

### ●濃厚接触者の特定とPCR検査の実施について

1. 提出いただいた資料をもとに、調査該当期間におけるおおよその行動から、陽性者と共有した空間・時間などを元に接触度合いを確認のうえ保健所が濃厚接触者を特定し、PCR検査を実施します。濃厚接触者以外でも、陽性者の行動やご家族の状況等を考慮し、念のためにPCR検査をする場合もあります。
2. 濃厚接触者が特定され、PCR検査結果が判明するまでの間、施設を閉鎖（または一部閉鎖）していただくことがあります。
3. PCR検査対象者については、検査結果が出るまでは外出せず自宅待機をお願いしております。
4. 濃厚接触者の自宅待機と健康観察のお願い  
濃厚接触者と保健所が特定した場合、検査結果が陰性の場合でも陽性者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間の自宅待機と健康観察をお願いしております。健康観察期間中、発熱等体調不良が生じた時には改めてPCR検査の必要性について判断しますので、保健所へ連絡するように伝えてください。

### ●その他

1. 保健所では、原則、濃厚接触者以外の方についての行動制限や自宅待機などの要請は行いません。ただし、施設が市町担当課と相談のうえ自宅待機等をお願いしたり、健康観察期間を延ばしたりすることについては、妨げるものではありません。
2. 休園等施設を閉鎖する場合の保護者への通知については、個人情報の保護や人権上の配慮に十分ご留意ください。また、通知する内容については事前に市町担当者に相談のうえ保健所へもお知らせください。
3. 消毒は、原則、各施設で行っていただきます。保健所で必要な助言をいたします。
4. この機会に職場の感染拡大防止対策の再確認をお願いします。